

# 契約の方法及び入札の条件

(工事・条件付一般競争入札・総合評価・債務負担行為の場合)

- 1 契約の方法  
福島県条件付一般競争入札実施要領に基づく条件付一般競争入札とする。  
初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。その際、明らかに入札参加資格を有しない者があった場合、その者は再度入札に参加できないものとする。  
入札者がいない場合は、当該入札は取りやめる。
- 2 入札の条件等  
入札の際提示すべき条件は、次のとおりとする。
  - (1) 入札書の記載金額  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 入札保証金  
入札保証金の納付は免除する。ただし、落札者の通知を受けた者が契約を締結しないときは、見積りに係る金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。
  - (3) 低入札価格調査制度  
ア 地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事である。  
イ 調査基準価格を下回った入札を行った者は、評価値が最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。  
ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。
  - (4) 契約保証金  
福島県財務規則第228条に定める契約保証金は、請負代金の10分の1以上の額とする。ただし、調査基準価格を下回って落札した場合は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第228条及び福島県工事請負契約約款（平成8年3月29日総務部長依命通達。以下「工事請負契約約款」という。）第4条第2項で規定する契約保証金について、請負代金額の10分の3以上の額とする。契約保証金の納付は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第4条の規定による担保の提供をもって代え、又は保証を付したときは、免除する。  
なお、落札額が500万円に達しないときは、契約保証金の納付を免除する。ただし、契約締結後において、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円を超えたときは、この限りではない。  
また、落札者は、別紙「契約の保証について」により契約の保証を付することとする。
  - (5) 前払金  
福島県財務規則第112条（以下「規則」という。）で定める前払金は、次のとおりとする。  
ア 第1項に定める前払金 請負代金額の5割以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）  
ただし、調査基準価格を下回って落札した場合は、請負代金の2割以内の額（1万円未満の額は切り捨てる。）  
イ 第2項に定める中間前金払 請負代金額の2割以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）
  - (6) 部分払  
規則第238条で定める部分払は、工事の既済部分に対する代価の10分の9以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、既済部分に対する代価が請負代金の10分の5（中間前払金の約定をするときは、10分の6（前払金の約定をしないときは、10分の3））を越えた場合に限る。  
なお、部分払の回数は、規則第239条第3項で定めるところによる。
  - (7) 工期  
工期は、設計書（金額抜き）表紙記載のとおりとする。ただし、工事の着手時期は契約締結の日から7日以内において工事発注者が指定する日とする。
  - (8) 建設業退職金共済組合への加入  
建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。
  - (9) 建設労働者の休養  
日曜、祝日、休日は、労務者を休業させるよう配慮すること。
  - (10) 現場代理人届等  
ア 受注者は、本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を定め、契約の締結の日から5日以内に経歴書を添付して発注者に提出すること。  
イ この工事については、落札者の申請に基づき発注者が認める場合、他の工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことが

- できる。
- (11) スライド条項に基づく請負代金額の変更
- ア 約款第25条第1項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。スライドの対象となる残工事（受注者の責により遅延していると認められる残工事量は含まない。）は、第1項の請求があった日から起算して14日以内に監督員が確認する。
- イ 約款第25条第5項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり（ただし、防護柵設置工事等工期が2箇月未満の工事についてはこの限りでない。）、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。
- (12) インフレ条項に基づく請負代金額の変更
- 約款第25条第6項でいう請負代金額の変更は、基準日から残工期が2ヶ月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。
- また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。
- (13) 工事請負契約締結後における単価適用日変更に伴う特例措置
- この工事については、当初契約締結日において予定価格の積算に直近の単価表が適用されていない場合、その締結日から30日以内にその単価差を請負代金に反映させるため協議を請求することができる。
- (14) 不可抗力による損害の負担
- 約款第29条第3項に定める損害額の負担を求めるときは善管処理を裏付ける資料を添付すること。また、同条第4項の請負代金額とは、損害額を負担する時点の請負代金額とし、1回の損害額が当初の請負代金額の100分の1に満たないものは、損害額に含めないものとする。
- (15) 下請負に附する場合の遵守事項
- 工事の一部を下請負に附する場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。
- (16) 配置予定の技術者
- ア 他の発注機関の入札との関係について
- 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、当該入札に参加してはならない。
- なお、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、同日同時刻に行われる入札（国、県、市町村を含む。）については、他の入札に参加した場合は当該入札に参加してはならない。
- イ 他の建設工事の配置技術者との関係について
- 入札時点において、他の建設工事の配置技術者となっている場合でも、その工事の工期が当該工事の工期と重複していなければ配置予定技術者としてすることができるが、工期延長等により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、当該入札に参加してはならない。
- ウ 監理技術者
- 土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業及び舗装工事業に係る工事の場合には、工事現場に専任で配置することとなる監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者で必要な講習を受けている技術者を配置すること。
- エ その他
- 調査基準価格を下回って落札した場合は、建設業法第26条第1項又は第2項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の資格を有する者2名を配置すること。
- (17) 工事請負契約書
- 「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、特約条項で別記の条項を挿入する。
- (18) 契約確定の時期
- 地方自治法第234条第5項の規定により、発注者及び受注者が記名押印したときに確定する。
- (19) 見積内訳書
- 入札参加者又は入札参加者の代理人は、見積内訳書（数量・単価・金額等を明らかにしたものに限る。）を提出しなければならない。見積内訳書の提出がない場合、当該入札は無効とする。
- (20) 見積内訳総括表
- 入札参加者又は入札参加者の代理人は、見積内訳総括表を提出しなければならない。見積内訳総括表の提出がない場合、当該入札は無効とする。
- (21) 辞退の申し出について
- (4)、(5)及び(14)エの規定により変更となった契約条件に対して、落札候補者の対応が困難な場合にあつては、落札者決定前に辞退を申し出ることができる。
- (22) 入札の際に提示すべき書類は、次のとおりとする。
- 一 福島県工事請負契約約款
  - 二 設計書（金額抜き）、設計図、仕様書
  - 三 福島県元請・下請関係適正化指導要綱

[別記] 特約条項

- 第1 受注者は、約款第4条第1項に規定する契約の保証を付すことを要しない。ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となった場合は、この限りではない。  
(注 この特約条項は、落札額が500万円未満の場合に特約することとし、500万円以上の場合は特約しない。この場合、特約条項第3以下の各条項を1条繰り上げることとする。)
- 第2 この契約は、債務負担行為に基づく契約とし、各会計年度における請負代金の支払限度額（以下「支払限度額」という。は、次のとおりとする。  
平成〇〇年度 円（出来高予定額の % 以内の額で別に示す額）  
平成△△年度 工事請負代金額より平成〇〇年度の支払額の合計を差し引いた額  
2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は次のとおりとする。  
平成〇〇年度 円  
平成△△年度 工事請負代金額より平成〇〇年度の出来高予定額の合計を差し引いた額  
3 発注者は予算上の都合その他必要がある時は、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。
- 第3 この契約の前払については、約款第34条中、「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは、「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては会計年度末）」と、約款第34条及び約款第35条中「請負代金額」とあるのは、「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度における約款第37条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、前会計年度の出来高予定額を超えた額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。  
2 前項の場合において、前会計年度における約款第37条第1項の請負代金相当額（以下「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、第1項の規定による読替え後の約款第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。  
3 第1項の場合において、前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとし、第35条第3項の規定を準用する。
- 第4 この契約の部分払については、前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。  
2 この場合において前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、約款第37条第1項及び第6項の規定にかかわらず次の式により算定する。  
部分払の額 ≤ 着工時からの出来高金額 × 9/10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - [着工時からの出来高金額 - (前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)] × (当該会計年度の前払金額 + 当該会計年度の中間前払金額) / 当該会計年度の出来高予定額  
3 約款第37条第1項ただし書きの表中、請負代金の額2,000万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は3回（中間前払をする場合は2回）とする。ただし、第1項の部分払を請求する場合にあつては4回とする。
- 第5 約款第34条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、同条第3項中「1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上」とあるのは「300万円以上」と、同条第6項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と、同条第7項及び同条第8項中「10分の5」とあるのは「10分の6」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と読み替えて、この規定を準用する。
- 第6 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において福島県工事請負契約約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付することができる。
- 第7 約款第36条に次のただし書を加える。  
ただし、平成28年4月1日から令和2年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和2年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。